

第1 予算審査特別委員会（第5 日目）

H20. 3. 19（水）10:00～

第二委員会室

開 会 9 : 5 8

委員動静報告

委員 長

8名出席。井上委員遅刻。これより本日の会議を開く。

歳入の説明を求める。総務部長。

歳入

高橋部長

（資料に基づき説明する。）

委員 長

説明が終わった。これより関連議案第18号、20号、21号及び22号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P12、市民税について、市民税の分割月数を多くしたほうが納入しやすいとの要望がある。納税の率がよくなればよいと思うが考えを伺いたい。

② P27、幼稚園の保育料の問題で議案第18号に関連して質問する。保育料を人数と値上げ額で試算すると、24万7,200円と見込まれるがそれでよいか伺う。

③ 保護者に対して与える市や教育委員会のイメージが悪くなっている。保育料の値上げをどうしてもこの時期にしなければならないのか伺う。保護者へも説明されていると思うが反応はどうだったか伺いたい。

④ P30、生活保護費の問題で、平成20年度の生活保護費負担金が、国庫補助金、道負担金をトータルして10億8,500万円になると思うが、昨年と比較すると7,000万円程度多くなっている。20年度の移送費が597万円であることは説明でわかったが、昨年も金額がわかればチェックしたと思う。今回の反省の意味から、今後は費用がかかっても資料の作成を願いたい。所管は、総務課でよいと思うが、ことしは、1億1,340万円から一転して600万円を切る額ということで、安いから議論しないというのではおかしい。納得のいく答弁を総務部長か副市長に願いたい。

林 課 長

① 市民税の分割要望、分割回数についてであるが、納期回数の増の問題は現在、市民税の普通徴収については4回の納期になっているが、これは国税、道税、市の固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国保税等を勘案して法律に基づき6月、8月、10月、1月としている。税源移譲で一部の人の場合は国税が市民税に移行したことでふえたこともあるが、普通徴収対象者で働いている方については、事業所において特別徴収できないか働きかけをしている。特別徴収の場合は12回の支払いが考えられる。年金者については法改正で平成22年度をめぐり、年金から特別徴収する方向で進んでいる。納期の回数を国保並みにふやすということは、固定資産税等も回数をふやさなければならないということで、分割回数をふやせば払いやすいのはわかるが、そのことによって督促を出し、税の徴収体制が遅くなるので収納率が悪くなる。納められない方については分納の相談にも乗っている。

吉川課長

② 幼稚園の保育料の問題ではP27の説明欄に記載されている103名は、通常の保育分の58名と、午後からの課外保育希望者の45名であり、質問の58名については200円の値上げを提案しているので、その分の歳入としては年間13万9,200円の増を見込んでいる。

③ 保護者のイメージが悪い時期ではないかとの指摘だが、昨年議会での承認も得て、その過程では幾度にもわたって話をさせてもらい、保護者には最後に納得を得られないままではあったが、募集時には閉園の時期を明示してもらいた

いと要望もあり、その要望にこたえたい思いはあった。どうしてもこの時期なのかとの質問だが、条例提案の際にも話したが、従来も地方財政計画の示されたものを参考にして、単に機械的に改定があったから市の幼稚園も改定するといったことではなく、その時々を収支を見計らって改定してきたもので、今回も総合的に判断して値上げの提案をしている。保護者説明はどうなっているかとのことだが、200円の改定に関しては上程中なので特段知らせてはいない。可決したときは直ちに現在入園している方、4月に新たに入園する方に知らせて理解を求めようようにしたい。

高橋部長

④ 生活保護費の資料の関係だが、資料を出すこと自体は否定するものではないが、どんな資料がよいか、所管で対応できるのかなどを検討したい。単発的に資料要求という形なのか、毎年こういう参考資料として定型的に入れるかを検討しなければと思う。提出することはやぶさかではない。

橘課長

④ 移送費の関係であるが、歳出関連で話している平成20年度は、597万4,000円で計上している。平成18年度は1億3,400万円を計上したところだが、平成17年度の実績を踏まえて計上した。今回、額が減っているが片倉容疑者にかかる移送費を廃止して削除しているので、平年並みの通院移送費を計上している。幼稚園の保育料の件であるが、保護者への説明で反応はどうだったかと伺ったが、閉園についての説明ではなく、父母について200円のアップを説明したかとの質問であったが、していない。明後日、議会には間に合わないが、先に現在の保護者に聞いて議会に反映してほしい。答弁は要らない。

渡辺

他に質疑はあるか。

委員長

荒木

P26、P27、議案は18号及び20号関連で教育使用料について伺いたい。高校授業料も幼稚園保育料も改定ということで、高校については新生が対象で、保育料については在園生が対象で、幼稚園については年長入園というカテゴリーがあると思うが、それ以外に理由があるか。あれば説明願いたい。

居林部長

従前の保育料の値上げのときには経過措置は幼稚園には設けていなかった。委員会の見解としては年長入園の場合ぐらいいし理由は見当たらないと思う。

委員長

清水

他に質疑はあるか。

① P12、市税の収納率の関係で、資料で平成13年度から比較して行った場合、平成13年度で96.9%、平成19年度でも96.99%と、思ったより収納率は変わっていないが、滞納繰り越しが大きな変動を見せている。平成19年度が10.54%で、低い年は5%の年もある。平成20年度に大きいところからの滞納をどう減らす見込みかということと、歳出で固定資産税・都市計画税の分野で、第1位が6,269万円、第2位が3,099万円、第3位が2,021万円、第5位までが1,000万円を超える滞納者についてどの程度の徴収を見込んでいるのか。また、この5位について不納欠損をどの程度見込んでいるか伺う。

② P14、入湯税については見込み数が何人で、見込み増がどんな理由なのか伺う。

③ P16、道路特定財源の分について、これがどうなるのかといった資料をいただいているが暫定税率がなくなれば1億7,800万円の減収になる。一方では歳出で除排雪費については900万円の歳出減ということもあった。市内の産業界でどのくらいの支出減になるのか、一般家庭ではどうかといったことは歳出で質疑をしたが把握はしていないとのことだった。道路特定財源については、単純に市の歳入減と産業界や家計が潤うことによってお金が回るといった効果は見逃せないと思う。日本経済、北海道経済を考えた場合、特定財源の揮発油税

等について暫定税率を廃止すべきか、このままでいいのか現段階での考えを伺う。

④ P20、交付税だが、タッグ計画の見込み金額と平成20年度の予算との比較を見る資料では、地方交付税を含む臨財債ということで、当時臨財債について明確な見通しがなかったこともあると思うが、地方交付税についてふえている分が、その他ということによくわからない。一般財源化されたことによる増額がここには含まれていると思うが、それがタッグ計画策定時からどれくらい交付金等の一般財源化があったのか。タッグ計画をつくる時は市税を41億9,900万円で見込んでいたのが46億1,800万円で、このうち税源移譲分が幾らで収納率向上分が幾らなのか伺う。

⑤ 経常収支比率を92%で見込んだものが、97.3%になった。分母が変わったのかと思うので分子、分母が幾らか伺う。

⑥ 市債の現在高が162億円から188億円になっているがこの要因は何か。また、臨財債が幾らだったのか伺う。

⑦ P26、議案第21号、美術自然史館の料金改定に伴う関係について、年間パスポートが実施されるということで期待が高まっている。具体的にパスポート等を販売する場所、また、購入しやすいという面も大きいと思うので、個人の特定の仕方などについて伺う。

⑧ P30、生活保護費負担金の関係であるが、生活保護の国庫支出金が、9億9,126万3,000円なのに対して37ページの生活保護費負担金の道支出金が8,752万円、3億5,008万1,000円掛ける10分の2.5になっているが、3億5,008万1,000円の根拠は何か伺いたい。75%が国庫支出金で残りが市負担だと思っていたが、これを引くと市の負担が25%より下がるのか、これと同額が歳出で見込まれているのか収支の関係を伺う。

⑨ P48、繰越金だが、本予算を組む上で平成19年度の繰越金が幾らになる見込みか伺う。

⑩ P51、滝川振興公社貸付金償還収入について、4,800万円減っている理由について伺う。

林課長

① 固定資産税の大口滞納の関係だが、平成20年度においては大口滞納者についての不納欠損は考えていない。徴収の対応については個々の状況に応じて、話し合いをしながらしていきたい。大口の中でも銀行との協議の中で、かなりの金額を納めてもらっている。

② 入湯税の関係であるが、今年度の見込みは年度当初の入り込み数が、19万4,000人だったが、現状では22万6,000人程度見込まれるので、平成19年度の見込みを考慮しながら、平成20年度の入り込み数を22万5,217人と見込み計上した。タッグ計画の関係で、一部フラット化に伴い移行した平成20年度の予算については積算はしていないが、平成19年度の当初予算のときには退職分離を除いた3億5,000万円の市民税の増を積算していたところである。

高橋部長

③ 道路特定財源の関係だが、暫定税率延長で国の予算とか長期財政計画の枠組みで予算計上しているが、地方の立場としては道路整備はまだ必要なもので、このままの延長というスタンスで臨みたい。今後、一般財源化などと取りざたされているが、大枠を変えるということについて、国民は国政レベルでの論議は必要と思うので推移を見守りたい。

景由主査

④ 交付税の中で、ほかとを比較し一般財源化された分の差し引きは幾らかという質問だが、現段階では押さえてないので後日回答する。

- 橘 課 長 ⑤ 経常収支比率の関係であるが、分母、分子の計算方式は変わっていない。主に一般財源の変化だとか、分子でいくと歳出の変化によって平成20年度においては97.3%を見込んでいたが、平成19年度決算が平成18年度と比べ、経常収支比率が悪くなると見込んでいて、そこを基準として予測している。
- 松本館長 ⑦ 年間パスポートの導入に関する質問だが、パスポートの形状は縦54ミリ、横85ミリのカードサイズで考えている。個人の特定の関係だが、パスポートの裏面に年齢、性別、氏名を本人に記載してもらおう。販売場所だが美術自然史館の1階受付で考えている。
- 橘 課 長 ⑧ 生活保護費負担金3億5,008万1,000円の関係であるが、内訳としては道からの支出金で、2号措置分ということである。つまり、まったく帰宅先がない長期入院している方が90名ぐらいいる。これらの生活保護ということで、生活扶助とか介護扶助、医療扶助、さらには施設事務費といったものがある。それらの合計3億5,008万1,000円の10分の2.5が道から支出され、残る10分の7.5は国から支出されているので、市の負担は全くない。
- 西村課長 ⑥ 交付税絡みで市債の臨財債が幾らあったかということだが、累計では20億8,110万円である。起債の増については、土地開発公社からの土地の買い戻し関係で、平成18年度に前倒した格好で5億2,000万円程買い戻したので、これを財源として起債がふえている。
- ⑨ 繰越金の関係だが、除排雪経費の不用額はどれくらいかという質問については、7,000万円と建設部長が答えている。歳入の特別交付税の関係では、総務部長から5,000万円ほどと答えているが、5億7,000万円の予算が6億2,000万円ということ、今確実にふえる要素については7,000万円と5,000万円を合わせて1億2,000万円であるが、市税の落ち込みは平成19年度が執行段階であることから、正確な数字は押さえていない。平成19年度借り入れ予定の市債が若干動いて、予算計上よりも1,900万円ほど平成19年度借入債が落ちるだろうという見込みを立てていることと、特別交付金が1,400万円ほど落ちる見込みも立てている。最終的な繰越金については3月で閉めて、5月の出納閉鎖期間にならないと確定しないが、今の段階として概数で1億ぐらいは堅いと見込んでいる。
- ⑩ 滝川振興公社貸付金償還収入の4,800万円の減については、平成19年度にゴルフ場の改修で3,000万円を予定していたのが平成20年度はそれが無いということで貸付金にはね返り、歳入が大きいのではないかと見込んでいる。
- 清 水 ① 生活保護費で帰宅先のない長期入院者については別枠で道が払っていて、それ以外については75対25の割合で市が25%払っていると考えてよいのか。
- ② 市税の滞納者だが、6,000万円の方と3,000万円の方は滞納がふえているのか減っているのか5年間での滞納状況の増減はどうか伺う。
- 橘 課 長 ① 清水委員が言ったような帰宅先のない方については、2号措置という扱いで、道4分の1、国4分の3の負担になり市の負担はない。
- 林 課 長 ② 固定資産税の関係だが、6,000万円の方と3,000万円の方は若干ふえている。5年間での滞納状況は減っている。
- 清 水 狩野部長 6,000万円の方がふえているというが、毎年どれぐらいふえているのか伺う。数字的なものは後で答えるが、上位の方は、ほとんどが法人で、最近の景気の低迷による中で固定資産税の滞納の解消が図れないでいるが、税務課側としては漫然と時効を迎えているといった姿勢ではない。常に定期的な調査や接触を持ちながら滞納解消に努力している。

林 課 長
委員 長

数字的な資料は手元にはなく、相対的で年間1,000万円ぐらいである。他に質疑のある方はいるか。(なし)ないようなので質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)以上で、歳入関連議案第18号、第20号、第21号及び第22号の質疑を終結する。本日まで5日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保は職員費に関連する役職任命換制度についての1件と確認してよいか。(よし)確認した。ここで休憩する。再開は午後1時とする。

休 憩 11:20

再 開 12:59

委員 長
清 水

休憩前に引き続き会議を再開する。これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知をお願いしたい。職員費で私は社会福祉事業団に派遣されている59歳の方の扱いは、役職任命換制度、役職定年制に違反するのではないかという質疑をした。これに対して総務部長は「市としては副参与スタッフ職として派遣し、派遣先ではライン職としての勤務もあり得る。以前もライン職としての例はある。受け入れ先の判断であり、派遣元の市としては問題ないと判断している」と答弁した。過去の例について質疑をしたところ、それは植村元主幹が副参与として社会福祉協議会に派遣され、居宅介護支援センター、つまりケアマネージャーの部署を任されていたということで、部下の数は恐らく正規職員が1名ないし2名だった。現在のこの該当者が200名の社会福祉事業団職員のトップに据えられていることは全く比較になる例ではない。まさにラインの頂点にいるということで、その例は当たらないのではないかと思う。これについては特に答弁はいただかなかったが、私は副市長にも伺ったが、向こうがラインに決めている考え方については総務部長の言ったとおりだという答弁であった。そこで、多くの職員が不公平と思っている。管理的な能力がありながらこの制度に従っているだけで、この方だけ例外にしていることは職員の士気にかかわるので、直ちに派遣先における役職について、派遣を取りやめることも含めて協議する考え方について伺ったところ、明確な答弁がなかったので質疑を留保した。よろしく答弁願う。

市 長

職員費に関しての質疑に答える。役職定年制に違反しているという質疑だが、この考え方に違反しているといった認識は持っていない。スタッフ職であるということが基本である。ライン職はまったく認めないのかということ、それは場合によると思っている。この職員のスタッフ職の仕事は何かということ3つある。1つ目は、社会福祉事業団が自立しなければいけないという方針を立てて以来、自立をしていくということ具体的仕事として進める。2つ目は、アイガモ事業は振興公社が大赤字を出して撤退した時点で、一方では新生園の通所更生のために振興公社が委託してその仕事を担っていたわけである。一たん倒産した事業をさりとて新生園の仕事はなし。これを立て直していくには厳しい状況は変わらないので、新生園のアイガモ事業をしっかりと永続的なものとして立て直していくこと。3つ目の仕事は、新生園、更生園含めて障がい者の社会福祉事業団における施策体系として明らかにしていく。率直に言って更生園の仕事も白物洗濯だが、極端に言えばじり貧である。これだってこのままでいいのかということが問われている。したがって新生園、更生園を含めた社会福祉事業団としての障がい者事業に対して将来性を持つ再構築の検討である。この職員は3つの仕事を持って、社会福祉事業団に派遣して従事させているという中身である。市役所内部ではスタッフ職の職名を持って、社会福祉事業団ではラインの職ではなく、理事長直属の特命担当といった職名を与えて仕事をしている。

この3つについては、明らかにスタッフ職の理事長の特命を受けて、背景には市長の指示を受けてやっている中身である。調べてみると、ラインの仕事も一部やっている。ラインの仕事というのは、この3つの仕事に関連するものだと思うが、スタッフ職の仕事が8割、ラインの仕事は2割程度という報告を受けている。ラインの仕事はその職場の状況にもよると思うが、可能な限り少なくしていくことが役職定年制における好ましいあり方ということが言えると思う。質問にあった派遣を取りやめるという状況になるとすれば、それはこの仕事が完了した時点であると思う。

清 水

ラインの仕事が2割と言ったが、役職任命換に関する取扱要綱には、適用除外というものは市立病院に勤務する部門の職員及び滝川市立西高等学校に勤務する者だけである。2割だからラインがよいとか、1割だからよいとか5%だからよいとかは一切書かれていない。8条には、この規定に定めるほか、この役職任命換に関し必要な事項は市長が定めるとされている。例えば現在この役職任命換制度で、参与あるいは副参与として仕事をされている方は1名しかいない。それはこの制度が始まってこの4月で5年目を迎えるが、余りにも能力を生かせない。実態として残ることができないという中で皆さん退職される。そういう中で1人だけに200人を束ねる仕事をさせる。市長は適用除外という要綱の意味するもの、市長が別に定めるものという観点で、ライン職の比率が少ないからよいというふうに、この取扱要綱を解釈し、職員、市民にもこのように説明すると確認してもよいか。

市 長

先ほども申したが、その組織において必要と思われる部分については、その組織の長の判断で働いてよいと思っている。ただ、この制度自体は、スタッフ職であることが基本なので、ラインの仕事というのは極力少なくしなければならないし、ゼロであることが望ましいと思う。そういう面では社会福祉事業団にもそういう意図はしっかり伝えていく必要があるだろうと思う。

清 水

今の答弁は大変重いと思う。私が見て職員のナンバーツー、ナンバースリーと思われる方々は、ラインとしての仕事について、市としてそれをゼロに、スタッフ職の仕事に専念させると確認してよいか。市長は特命担当というのが、何かスタッフ職のようなことを言われたが、特命の中身は何かというと、自立に関すること、アイガモ事業のこと、障がい者についてのまとめた仕事、各分野のライン職がまとめたものを、チェックするわけだからまったくスタッフ職ではない。特命担当なる理事長の特命的な職についても、これを外すということをして派遣元として協議すると確認してもよいか。

市 長

この3つの仕事は社会福祉事業団にだけやらせている事業ではない。当然のごとく、市として自立を支援していくやり方がある。新生園も更生園も市の施設で委託をしている立場であり、これを確立していく行政責任もある。新生園のアイガモ事業も市の施設だから、市として永続的にやっていけるようであればならない。市としての仕事もあり、市役所はラインでやっている。一方、社会福祉事業団のほうは、緑寿園にしても新生園、更生園、その他の施設にしても、ラインの仕事としてやっている。しかし、ラインの仕事としてやっていく中で、それに専念して果たしてこの大きな仕事ができるかということ、率直に言ってできない。だから市がやらなければいけないということの使命を帯びて社会福祉事業団の中でも、しっかり議論をまとめていく必要があるという立場で派遣している。率直に言ってラインで上がってきたところをおかしい、こうすべきだということが当然出てくると思う。そのときにそれをラインの仕事かス

タッフの仕事かと言うふうにいえば、それはスタッフの仕事だと私は思っている。

清水 今の話を伺うと、先ほどラインの仕事がゼロであることが望ましいと言われたが、該当者が事業団のラインから上がってきた仕事をチェックすること自体がスタッフの仕事で、残り2割の仕事は一体何かということ、派遣元として改善をするのかが見えなくなってきた。ラインとしての仕事か、スタッフとしての仕事か、明確にラインとしての2割の仕事とは何を示しているのか伺う。

市長 いきなり質問されて2割の仕事が何かと聞かれてもわからない。理事長に対して、割合はどれぐらいなのか確かめた中身なので、もう少し吟味して制度が適正に運営され、原則に当てはめチェックして、是正すべきところは是正してと
思っている。中身は調査する。

清水 この問題について多くの職員が不公平だと声を上げる原因は、平成16年9月の一般質問ですべての会派が、55歳での市職員採用はおかしいということを書いてきたが、市長も騒がせたことについては謝罪するという答弁をされている。この該当者については、代表質問でも言ったように20年以上前に松ヶ平という暴力団と共に行動してきた男だ。これについて日本共産党は、平成17年5月に職員の調査を求めた経緯がある。これは重要なものなので中身には触れないが、人事及び倫理問題についての申し入れをしている。このときに時効だということで調査をしていない。明らかに暴力団とつき合っていたと証言する元議員もいる。こういうことについて時効として当時処理されたことについて、これは個人的なことで議会にはなじまないということで抑えてきたが、跳梁ぶりが目に余り、代表質問で出させていただいた。今、職員の意識改革やシステム改革を強化しているときに、こういう例外を残しておいて果たしてうまくいくのか。市長は平成17年5月に日本共産党が提出した人事及び倫理問題の申し入れについて内容をごらんになり、把握されたか伺う。

市長 把握している。

清水 把握していてここまで跳梁されるというのは驚きとしか言いようがない。今、不当要求についてのいろいろな制度を立ち上げて、警官OBまで市の職員に採用するというのもプレス空知に載っていたが、この人事及び倫理問題について申し入れの中では、この職員が最近すごむということが、滝川市役所や市立病院内、砂川市役所等であった。そういう点でいうと、この問題について不当要求をした職員ということで調査する考えがあるか伺う。

市長 跳梁しているつもりも何もない。普通の職員としての扱いである。それと滝川市長に対する共産党議員団の要請であるから、当然文書として見ている。この職員だけではない、そういう内容の要請だったと思う。したがってこの職員を含めて、共産党議員団から要請のあった職員も含めて、懲戒審査職員会議を開いて結論を出し、職員である以前の扱いについては、懲戒審査職員会議の対象とできないのではないのかという報告を受けている。

清水 以前ということであれば採用そのものに問題があったのではないか。これは懲戒や分限以前の問題で、地方公務員法に基づき職員になった以上は権利があるが、前がどうかということは地方公務員法には書いてないが、不問に伏すということはおかしいのではないか。採用されてわかったことについては不問に伏すという方針を今後もとるのか伺う。

市長 どういう暴力団との付き合いだったのか、本人が暴力団だったかわからないが、暴力団だったら新たな事実として大いに問題がある。暴力団としてどういうつ

き合いがあったかということが果たしてどうやって調べることができるのか。私はあの時点では、極めて厳しい3つの状況の仕事を与えるためであって、今の職員ではやれないと判断してヘッドハンティングをしたと申し上げた。過去のことで犯罪なのかそうでないのかいろいろあると思う。私にしても、20数年前に1度スピード違反で捕まっている。1度はシートベルトをしないがために20数年前に捕まったこともある。今どうしているのかということもしっかり評価すべきと思う。採用を取り消すに至る重大な事実ということが出てきた場合はあり得るかも知れないが、一生懸命立派に頑張っているといった評価もする必要があるのでないか。今、事実はわからないが、清水委員が指摘したようなことが正規職員になってからあるのであれば明らかに許されることではない。今申し上げたようなことは報告を受けていないので理解願いたいと思う。

清 水

ただいまの質疑で、派遣先のあり方については派遣元として見直しを検討する。ライン的な仕事はゼロが望ましい。不当要求等の行動については、採用前のことであってもそれが大きな事実であれば考え直すといった答弁がされたと思う。最後に、派遣職員は今3名で、この中には主幹、副参与、副主幹で明らかに主幹が上に載っている。この主幹よりも事業団の中では、どのような角度から見てもこの副参与の方が地位は高い、権限が強い、この事実だけは動かすことができない。ラインの定義、スタッフの定義をいろいろ言われたが、少なくともこの主幹がこの該当する副参与よりも権限及び地位が高いということにならない限り、職員の理解は得られないということ述べて終わる。

委員 長

以上をもって市長に対する総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。これより討論に入る。討論順序については初日に決定しているとおり新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、渡辺委員の順となるが、審査の経過から会派代表に限らず討論を行いたい異議はあるか。(なし)最初に新政会、井上委員。座ったままでの討論を許す。

井 上

新政会を代表して当委員会に付託された、滝川市平成20年度の一般会計予算及び関連する議案すべてに対して、賛成の立場で討論する。

委員 長

次に市民クラブ大谷委員。

大 谷

市民クラブを代表して第1予算審査特別委員会に付託された、議案第1号、平成20年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議案に対し賛成の立場で討論する。

委員 長

次に公明党堀副委員長。

副委員長

公明党を代表し今委員会に付託された議案第1号、平成20年度滝川市一般会計予算及びすべての関連議案に対し賛成の立場で討論する。

委員 長

次に日本共産党清水委員。

清 水

日本共産党を代表し第1予算審査特別委員会に付託された、議案第1号、平成20年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議案に対し否とする立場で、議案14号から35号までを可とする立場で討論する。

委員 長

最後に渡辺委員。

渡 辺

第1予算審査特別委員会に付託された議案第1号、平成20年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議のうち、第18号、滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を反対の立場で、その他の議案については可とする立場で討論する。

委員 長

以上で討論を終結する。討論要旨は整理して3月28日まで事務局に提出のこと。これより採決をする。反対討論のあった議案のうち先に

議案第 1 号 平成 20 年度滝川市一般会計予算

を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(8:2)

挙手多数である。よって本案を可とすべきに決した。

議案第 18 号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

を挙手により採決する。本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(8:2)

挙手多数である。よって本案は可とすべきに決した。

次に残りの

議案第 14 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 15 号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 19 号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 20 号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第 21 号 滝川市美術自然史館条例及び滝川市こども科学館条例の一部を改正する条例

議案第 22 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第 23 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第 24 号 滝川市保育所条例の一部を改正する条例

議案第 26 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 滝川市丸加高原健康の郷条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について (保育所)

議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について (三世代交流センター)

議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について (身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設)

議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について (ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部)

の 14 件を一括採決する。本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はないか。(なし)異議なしと認める。

よって本案はいずれも可とすべきものと決した。

お諮りする。委員長報告書については正副委員長に一任願えるか。(よし) そのように決定させていただく。

以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。この場合市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

市 長

(挨拶する。)

委 員 長

○本間委員長・堀 副委員長退任の挨拶をする。

以上で第 1 予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 15:48